

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 森 祐 司

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

障害者自立支援法に替わる障がい者総合福祉法（仮称）制定されるまでの間において、低所得の障害者等に対して福祉サービス及び補装具にかかる利用者負担を無料とするとした措置が講じられたが、障害者が地域で自立し、当たり前の暮らしができる環境を確保するためには、これまで解決が求められてきた諸課題を解消することが急務である。従って、第一に考えなければならないのは、諸課題解決のための予算が確保された緊急的な措置が講じることであり、その上で現行の法秩序及び実施体制に新たな混乱を生じさせず、かつ、制度の改善が停滞しないように対策を早急に講じることが必要である。これらのことを考慮しつつ、当面、必要な対策を講じることが、以下の前提条件を踏まえ、提案いたしたい。

## I. 前提条件：

1. 障害者権利条約、改正される障害者基本法との整合性を保つこと。
2. 障害者自立支援法に対する行政訴訟の基本合意を尊重すること。
3. 障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会における新たな福祉制度の構築を尊重すること。
4. 介護保険との統合を前提としないこと。
5. 障害者自立支援法の改正（政省令を含む）は、創設される障がい者総合福祉法（仮称）へ円滑に移行できる内容とすること。
6. 改正に要する予算を十分に確保すること。

## II. 当面必要な主な対策：

1. 障害者の範囲について  
障害者の範囲については難病を含めること。
2. 障害程度区分について  
現行の障害程度区分による認定方法は介護保険を前提としている。また、障害程度区分によるサービス利用の制限を生じさせている。このことは、障害者権利条約の原理原則である障害者の自主選択権、自主決定権を否定するものであることから、現行の障害程度区分は廃止して、障害者の障害の多様性のニーズに対応したサービスを保障する新たなシステムを構築すること。
3. 利用者負担の見直しについて
  - (1) すべての階層に対して応能負担とし、その額は現行水準を上回らないこと。
  - (2) 利用者負担の額の算定基準表を新たに示すこと。

- (3) 対象者は世帯単位を廃止し、個人単位(利用者本人のみ)に見直すこと。
- (4) 応能負担への見直しの際、食費・光熱水費の徴収制度を廃止すること。
- (5) 福祉サービス、補装具、自立支援医療の利用負担額を合算し、その減額策を講じること。
- (6) 就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターの利用負担は無料とすること。
- (7) 手話通訳者派遣事業等コミュニケーション支援事業の利用負担は無料とすること。

#### 4. サービス体系のあり方について

- (1) 平成 24 年 3 月までに新体系に移行することが定められているが、その期日までに新体系に移行できない場合の対応について明示すること。また、障がい者総合福祉法(仮称)制定に基づく体系が、現行と違った体系になった場合の取り扱いについて、その考え方を明示すること。
- (2) 障害者自立支援法第 7 条における自立支援給付の他法優先規定を見直すこと。
- (3) グループホーム及びケアホーム等利用時の助成制度を創設すること。また、施設の防災安全体制について人的配置を含め、強化充実を図ること。
- (4) 重度視覚障害者の移動支援事業を自立支援給付にするとともに、重度訪問介護、行動援護における移動・外出支援については、抜本的に見直しすること。
- (5) 地域活動支援センターの定員の要件は、現行の 10 人から 5 人に引き下げること。

#### 5. 相談支援の充実について

- (1) 市町村に総合的に相談支援できる機関を設置すること。また、自立支援協議会を法定化すること。
- (2) 家族支援(特に知的障害及び精神障害)に対する相談支援体制を強化すること。
- (3) 障害者相談員制度のあり方を含め障害者相談員の活用の促進と、精神障害における相談員制度の創設を図ること。

#### 6. 障害児支援の強化について

- (1) 障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所及び入所)について一元化すること。
- (2) 通所サービスについては、市町村を実施主体とすること。
- (3) 放課後などのデイサービス事業を創設すること。
- (4) 障害児支援専門機関が、保育所等に訪問、支援する事業を制度化すること。
- (5) 18 歳以上の児童施設入所者については、他の障害者と同様に障害者施策に対応するよう見直すこと。

#### 7. 事業者の経営基盤の強化について

- (1) サービス事業者に対する支援のあり方については、サービスの内容によって個別サービスとして日額方式にするものを除き、基本は月額方式にすること。
- (2) 報酬単価については、利用者へのサービスの質・量並びに職員の確保・定着を含め、事業者の安定した運営ができる額にすること。

#### 8. 地域生活支援事業の経費について

福祉サービス並びに利用者負担等の実態によることが重要であることから、平成 21 年 11 月 26 日に公表された「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」を踏まえた地域間格差解消のための適正な対策を講じるとともに、事業の財政責任を明確にし、裁量的経費となっている地域生活支援事業経費(相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター、福祉ホーム事業等)を義務的経費化すること。

以上